

教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設(第4次提案)

平成15年11月1日から30日までの間募集された、構造改革特区の第4次提案募集について、「教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設」を提案した。

1、提案内容

(1) 今回の提案の特徴

第3次提案に引き続き、新しいタイプの学校の創設(区立の「小中一貫校」と「全寮制学校」)を提案する。

地方独立行政法人法の施行を踏まえ、同法の規制の緩和、当該法人による管理・運営の具体的仕組みを提案し、公立校の管理・運営委託を明確化した。

小中一貫校、全寮制学校についても、より具体化した内容で一層踏み込んだ提案を行っている。

(2) 提案の概要

計 画 の 名 称	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設
特 区 構 想 の 内 容	<p>杉並区は地方独立行政法人の管理・運営する「新しいタイプの学校 - 小中一貫校・全寮制学校」の創設を提案する。</p> <p>区が設置した公立学校の管理・運営を地方独立行政法人に委託する「新しいタイプの学校」は、地域住民が学校運営に積極的に参加できる理事会方式の運営や、寄付金の提供などで、地域住民がより積極的に学校運営に関与することを可能とする。また、区教育委員会の派遣する県費負担教職員と独立行政法人の採用する教職員による小中一貫の少人数教育、全寮制による自然体験を重視した全人格教育を行う。</p> <p>現存する区立小・中学校のうち、敷地の隣接または近接するところを小中一貫校とする。当面は1校で、学区域は区内全域とし、「無学年スキル学習の導入」などによる基礎的・基本的な学習内容の確実な定着、情報を取り扱う力・コミュニケーションする力など、児童生徒が将来社会人として自立していける資質・能力「学習リテラシー」の育成をめざす。</p> <p>全寮制学校は、学区域を区内全域とする。この学校は、南伊豆に設置し、小中連携教育の目的である「人を育てる」視点から、自然体験を重視した独自のカリキュラムにより、全人格的な学びの場を創造する。</p>

<p>規 制 の 特 例 の 内 容</p>	<p>新しいタイプの学校の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小中一貫校の設置 ・全寮制学校の区域外設置についての規制緩和 ・学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 ・公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する ・公立小中学校の管理を委託する独立行政法人の理事長の任命に設立団体の教育委員会が関与する ・公立小中学校の管理を委託する独立行政法人への中期目標等の規定の適用除外 <p>与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和 ・学級編制及び教職員定数標準の緩和 ・県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与 ・区教育委員会任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保 ・県費負担教職員の超過勤務等手当て及び旅費の市区町村からの支給 ・特別負担金の徴収 ・教科書採択権限の独立行政法人への委譲 ・公立小中学校の休業日の変更 ・地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする
--------------------------------	--

(次ページに続く)

2、提案結果

杉並区が提案した「教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設」について、以下のとおり各省庁回答があり、構造改革特区としては認められるに至らなかった。

1 提案結果（各省庁回答）

提案内容	結果
[文部科学省]	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 ・公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する ・公立小中学校の管理を委託する独立行政法人の理事長の任命に設立団体の教育委員会が関与する ・公立小中学校の管理を委託する独立行政法人への中期目標等の規定の適用除外 ・県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与 ・区教育委員会任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保 ・県費負担教職員の超過勤務等手当及び旅費の市区町村からの支給 ・特別負担金の徴収 ・教科書採択権限の独立行政法人への委譲 ・地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする 	<p>「本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会において検討中であり、学校の管理運営のあり方については、本年度中を目途に答申を取りまとめる運びとなっているところである。この点ご理解願いたい。</p> <p>なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、</p> <p>教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること</p> <p>公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること</p> <p>教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないことといった多くの解決すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中一貫校設置 	<p>同上</p> <p>なお、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」により実施可能である。</p>

<p>・全寮制学校の区域外設置についての規制緩和</p>	<p>同上</p> <p>なお、全寮制学校の区域外設置については昭和34年文部省初等中等教育局長回答にあるとおり、実施可能であるがその際は所管する教育委員会の適切な管理が行われることが重要である。</p> <p>【昭和34年文部省初等中等教育局長回答】</p> <p>「市町村が小中学校を設置するにあたっては、これをその区域内に設けることを原則とするが、その区域内に教育上適当な校地が得られない等やむを得ない事由がある場合においては、これを区域外に設けることができる。</p> <p>この場合においては、地方自治法第210条(現行第244条の3)に規定する関係地方公共団体との協議を行うべきものと解する。</p>
<p>・小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和</p>	<p>同上</p> <p>なお、小学校設置基準及び中学校設置基準については、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用について、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。</p>
<p>・学級編制及び教職員定数標準の緩和</p>	<p>同上</p> <p>なお、公設民営型学校における学級編制基準の取扱は、全体の制度設計の中で検討されるものであるため、個別に回答することはできないが、既存の公立学校においては、義務標準法に定める数を標準としつつ、各都道府県教育委員会が児童生徒の実態を考慮して特に必要と認める場合にはこれを下回る学級編制の基準を定めることが可能となっており、都道府県教育委員会が認める場合30人または20人の学級編制を行うことは差し支えない。なお、公立学校において、国庫負担の対象となる定数を算定する場合は、実際の学級編制にはよらず、義務標準法が定める40人の標準を用いた場合の学級編制によることとなっている。</p>

	<p>・公立小中学校の休業日の変更</p>	<p>同上</p> <p>なお、土曜日等の休業日に教職員が参加して児童生徒の多様な学習機会を提供することは現在でも可能である。</p> <p>また、教職員の勤務については学校の休業日と教職員の週休日を必ずしも一致させる必要はなく、条例の定めるところにより、教育委員会ないし校長の判断で割り振ることが可能である。</p> <p>ただし、学校週 5 日制の趣旨及び導入までの経緯等を踏まえれば土曜日を定例的に授業日とするなど、土・日曜日を学校の休業日とする規定について特例を設けることは適当でない。</p>
<p>【総務省】</p>		<p>本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。</p>
	<p>・公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する</p> <p>・公立小中学校の管理を委託する独立行 政法人の理事長の任命に設立団体の教育委員会が関与する</p> <p>・公立小中学校の管理を委託する独立行政法人への中期目標等の規定の適用除外</p>	
<p>【財務省】</p>		<p>寄付金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を管理・運営するという地方独立行政法人の事務事業のみならず、法人制度等も考慮して税制上の論点から検討すべき事項である。提案は、特区内に限り、地方独立行政法人が学校の管理・運営を行うことができることとし、その場合に税制上の優遇措置を講ずるといふものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>また、16 年度税制改正における地方独立行政法人に対する税制措置は現行の地方独立行政法人制度(平成 16 年度施行)に基づき講じられるものであり、実現可能性が不明な仮定の制度に基づき、税制措置を講じることは不可能。</p>
	<p>・地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする</p>	

3、今後の対応

引き続き、特区推進室及び関係省庁の検討状況をみながら、特区の活用について検討する。